

令和2年5月臨時会

総務厚生・産業建設文教委員会

委員長報告

## 【総務厚生委員長報告】

総務厚生委員会における審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、承認1件、議案3件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり承認および可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

まず、承認第1号、専決第1号「令和2年度平戸市一般会計補正予算（第1号）」中、総務部総務課所管の「特別定額給付金事業」に関し、高齢者の単身世帯や特別養護老人ホーム等の施設入所者の中で、給付金の申請手続きが困難な方もいると思われるが、そういった方への対応については、どのように考えているのかとの質問に対し、単身の高齢者については、民生委員等による代理申請ができることとなっており、周知徹底を図り、スムーズな手続き申請が行えるよう努めていきたい。また、特別養護老人ホーム等の施設入所者については、各施設長に集まっていただき、特別定額給付金申請にかかる説明会を実施する方向で検討しているとの答弁がありました。

次に、議案第40号「令和2年度平戸市一般会計補正予算（第2号）」に関し、委員から、今回の本市単独の緊急経済対策の財源措置については、全て財政調整基金を充当しているが、今後の新型コロナウイルス感染症対策にかかる景気対策事業等の財源措置については、「やらんば！平戸」応援基金の活用を検討してはどうかとの意見がありました。

以上で、総務厚生委員会の審査報告を終わります。

## 【産業建設文教委員長報告】

産業建設文教委員会における、審査の結果と経過の概要をご報告いたします。

今回、本委員会に付託を受けました案件は、議案1件であります。

審査の結果は、いずれも異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、本委員会で論議のありました主な事項について、ご報告いたします。

はじめに、議案第40号「令和2年度平戸市一般会計補正予算（第2号）」中、文化観光商工部商工物産課所管の「事業者支援給付金事業（製造業等）」に関し、申請方法、申請書類について煩雑であると思われるが対応はどのようにするのかとの質問に対し、申請は原則郵送としており、売上高の実績が分かる書類を商工会議所、商工会、税理士などの外部の機関から証明をしてもらい簡素化し、受付を行ってから7日以内には支給したいと考えている。周知については、商工会議所、商工会、漁協などに協力をお願いし、その他にも各戸への回覧による周知や各支所・出張所でも申請書類を受け取れるようにしたい。また、相談窓口として文化センターに各家庭への特別定額給付金窓口と併せて支払金の相談受付窓口を設置し受け付けたいとの答弁がありました。また、交付対象事業者について、日本標準産業分類による業種とし製造業、卸売業などは業種を大分類としているが遊漁船、運転代行業は生活関連サービス業・娯楽業という大分類の一部の業種のみを選定しているが、大分類を対象とすべきではないのかとの質問に対し、大分類を基本として選定を行ったが、小分類である遊漁船業、運転代行業においても影響があると思われ追加したものである。大分類の生活関連サービス業・娯楽業全体を対象とすることも早急に検討したいとの答弁がありました。また、事業継続を予定していたが感染症の影響により長期化した場合に事業を廃止した時は返還することになるのかとの質問に対し、申請時点での継続予定の支援であることから返還は考えていないとの答弁がありました。

次に同課の、「テイクアウト支援事業」に関し、補助対象事業者は平戸商工会議所

となっているが、商工会を対象としていないのは何故かとの質問に対し、予算計上する時には商工会にも確認を行ったが事業内容が固まっていないとのことであったが、先般、商工会からも事業を行いたいとの連絡があっており柔軟に対応したいとの答弁がありました。

次に、観光課所管の「事業者支援給付金事業（宿泊業）」に関し、宿泊施設の現在の状況の把握は行っているのかとの質問に対し、ホテルは固定経費も必要であり、大変厳しい状況である。2週間に1回程度、訪問や電話を行い確認しているとの答弁がありました。委員会からは、ホテル業は一度廃業すると立て直すのに大変な業種であることから経営が継続できるよう支援を行うよう要請しました。

以上で、産業建設文教委員会の審査報告を終わります。